

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和7年度第3回寒川町スポーツ推進審議会		
開催日時	令和8年3月6日（金）15時00分～16時30分		
開催場所	寒川町民センター講義室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	《出席委員》 安藤委員、長田委員、片野委員、及川委員、 高橋委員、山本委員、栗野委員、速水委員 《欠席委員》 黄木委員、大野委員 《事務局》 菊地町民部長、水越スポーツ課長、木内副主幹、山仲主査 、原田主事、中山主事、野崎町長室長、石黒専任主幹 《傍聴者》なし		
議 題	(1) (仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮称)相模 川一之宮公園整備の進捗報告について (2) その他		
決定事項			
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	1 開会 2 あいさつ 町民部長 3 議事録承認委員の指名 「安藤委員」「高橋委員」を指名 4 議題 5 閉会 【会長】 次第の4議題 に入ります。 今回の議題は、(1)として(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備及び(仮 称)相模川一之宮公園整備の進捗報告について、議題(2)その他の2件となりま す。		

まず初めに、議題（１）の（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備及び（仮称）相模川一之宮公園整備の進捗報告についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

なお、今回のこの案件につきましては、地方創生に資する取り組みであるため、この事業を取りまとめている町長室の職員も出席し説明をしてよいか、事前に事務局より相談がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局の野崎室長より説明をお願いいたします。

【町長室長】

皆様、こんにちは。町長室長の野崎でございます。

説明の許可をいただきましてありがとうございます。本日は町長室から私と石黒専任主幹が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

スポーツ推進審議会の皆様には、昨年５月に（仮称）寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想、それから、（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画（案）について答申をいただきまして、ありがとうございました。

本事業につきましては、皆様からいただいた答申内容を反映させた上で、民間の資金、それからノウハウ、技術、発想などを取り入れる民間活力の活用を実現出来るようにということで、ストリートスポーツパークは設計・施工を一括で発注するデザインビルド方式というもの、それから、ストリートスポーツパークを含む公園全体の維持管理及び運営は指定管理者制度、それから、公園北エリアの公募対象公園施設等は、Park-PFIという事業スキームを導入して、公募型プロポーザル方式により１０月に公募を開始して、これまで進めてまいりました。

昨今では、こういった民間活力の活用において、金額が折り合わず、手を上げる事業者がないというケースがかなり増えておりまして、こちらは建設資材や人件費の高騰、それから金利の上昇、人材不足などによりまして、事業化がこれまで以上に厳しい状況にあることを示しておりましたので、本事業に対する提案事業者がちゃんと出てくるのかということは、この間、心配してきたところでございます。

このような中、最初に町民部長からも説明ありましたが、結果としては１事業

者から応募がありまして、先週の2月25日にPFI等選定委員会を開催しまして、事業者からのプレゼンテーションを受けました。その結果、事業者が選出をされたということですので、本日はこの内容を含めました進捗状況について、御報告をさせていただきたいと思います。

それでは、資料に基づきまして石黒専任主幹より御説明を差し上げます。よろしく申し上げます。

～石黒専任主幹より資料1及び資料2を用いて進捗状況を説明～

～水越スポーツ課長より補足の説明～

【会長】

ただいま事務局より説明がありました。これより委員の皆様から御意見、御質問を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員】

1ついいですか。

【会長】

はい。高橋委員。

【委員】

今、建設が令和8年12月から令和10年1月で、1年1か月で終わるという形ですか。

【専任主幹】

一応、提案の中では工程表も示すような形で募集要項は出しておりますので、工程表において予定としてはここで終わるということで確認は取れていますが、実際問題前回の会議でもお話しいただいたように、かなりタイトなスケジュールになってしまったので、そういったところを注意しながら、こちらも進捗管理していかないといけないと考えています。

【会長】

他にございませんか。

【委員】

先ほど聞き漏らしてしまったんですけど、事業提案書を出された企業が何社だったのか、それと、選定委員会の委員の方は何名ぐらいいらっしゃったのか、この2点お願いします。

【専任主幹】

事業の提案者は1社です。現地説明会ですとか、見学会ですとか、事前に募集要項を公表した際に現地見学会、説明会をやったときには7社8名の参加がありました。その後、実際に事業提案書を提出するといった段階になりましたら、提出者は1社という形になっております。

【会長】

他にございませんか。どうぞ。

【副会長】

事業計画を出して、指定管理になった業者もスポーツ課もたくさんの施設をもっていると思うので、その努力というのは、町民センターとか、あるいは図書館とかも含めて、素晴らしい成果を上げているんじゃないかなと思うので、出てきました資料5の裏のところにあるレッスン実施回数が年間336という回数、これは素晴らしい回数、一つのレッスンで5人がやったとしても約2,000人近くがここに参加するという数字が予想できるのかなと思います。

そういった意味で考えると、年間の目標が3,400という数字からすると、これで達成できればいいなと思っているのですが、こここのところで見ても1つ気になったのが合宿実施回数、指定管理した企業が合宿を実施して年4回計画をしているというところがあるんですけども、ここについては、この計画書の中で見たんですけども、宿泊施設がどこにあるのかなというのが分からなかったというのが1つ目です。

それから、資料1のところに外観があって、こんな大きな施設ができるんだなと。人間の大きさと比べてみるとかなり大きくて、総合体育館よりも大きいかなという気がするぐらいの大きな施設だと思うので、これはすごいなと思ってびっくりしているんですが、この施設の中の部分の計画というのがここの中には出てきていないので、その辺のところは、事業者との計画の中の選定の中でどのような形で出てきているのかということを知りたいのが2つ目です。

それから、3つ目として、資料3の46ページのところを見てみると、運営時間が夜の10時までとなっていますが、10時までやっている施設というのはなかなかないかなと思うので、10時というのは近隣に御迷惑がかからないような形になりますけれども、近隣への説明というか、その了解というのはこれで大

丈夫なのかなというところを懸念しているところがあります。

あともう一つ、47ページのところの駐車場について、1日幾ら、時間で幾らという形で、町の施設で駐車場代を取るという形で運営することは、僕はいいことだと思います。これは事業者の提案によるということなので決定ではないと思うんですけども、ここを時間で取るとなると、もしかして僕の記憶の中では、寒川町として初めての時間で駐車場代を取るという形になるのかなと思います。この辺のところも取ったほうがいいと思うので、この辺の決定について、今後ほかの施設への影響も出てくるかなと思っているところもありますので、この辺のところも了解が取れているかどうか、お聞きしたいと思います。

最後に、競技スペース、1時間1,000円という形でありますけれども、個人で使うことはできないのかなというところです。個人としての貸出しはないのかどうか。やはりいろいろな地域の方から来ていただいて、寒川というものの存在とここの施設のよさというのを知ってもらうのはいいんですけども、将来的に寒川の中から寒川の人材が育って、オリンピックなり日本の選手権なりに出る人材を出していきたい、輩出していきたいと考えるとすれば、やっぱり寒川の子たちに何かしらつなげられるもの、流入するもの、将来の人材が使うには、ちょっと減免措置があったりするというふうなことも今後考えていくことができるのかどうか、この4点について話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【会長】

課長。

【スポーツ課長】

まず、合宿についてですけども、宿泊のスペース、宿泊の機能については要求水準でも求めているところでもございまして、合宿という名前がちょっと紛らわしいんですけども、よそで泊まって、また次の日来るみたいな合宿のイメージでございます。

【副会長】

心配するのが、車で来ている方が、結局、駐車場を使って、駐車場でキャンピングじゃないんですけども、そんな形で使ってしまう。要するに、キャンピングのスペースとして駐車場が使われることも悪くはないと思うんです。悪くはないと思うんですが、ここに対する使い方等の配慮というのでも出てくるのかなと思います。何となく、やられている競技の方、随分遠くから来られる方がいて、こういう競技の方って、結構大きなワゴン車で来たりすることも多いと思うので、そう

いった駐車場を使つてのキャンピングのような形の想定もされているのかどうかというところも、この合宿という言葉からちょっと心配するところがあるというふうに思いました。

【スポーツ課長】

要求水準書には細かく書いてございませんけれども、基本的には主催者が手配をしてホテル等々に泊まらせて、また来るという想定でございます。今、山本副会長からも御意見があったように、確かにそこで車中泊というのはなかなかいろいろ課題も多いと思いますので、今後の事業者等の契約に向けて協議する中で、ここではやめましょうという形でお話を進めていきたいと思ひます。

よろしいですか。

【副会長】

はい。

【スポーツ課長】

続きまして、中身が確かにパースでは見えません。提案では内部のパースもある程度できておまして、ただ、要求水準書の中で、各諸室の機能といったものを定義しておまして、BMXのフラットランドができるスペース、それと、スケートボードのそういうのができるようなスペース、それから必要な観客席、売店等、そういったものを細かく規定して要求水準書に載せてございます。これらが平面図と呼ばれて、本日、提案の内容にお示しできない部分がありますが、平面図等が示されて、それらがきちんと配置されているということまでは確認しておりますので、そういうのが実施されるというところでございます。

これについては、まだ現段階では皆様にお示しできる内容ではございません。また設計等が上がってきて、当然、契約が終わって、皆様にお示しできる段階でお示ししたい、こういうふうになります。

【副会長】

ありがとうございました。いずれもこういう資料が町民にもたくさん配られると思うんですが、ぜひそういう中の様子とかレイアウトが、明るくて、例えば天井が高く、こういう広い施設なんだなというのがイメージできると、防災のための施設としても、あそこだったら安全だよなという印象も持ってもらえると思うので、ぜひそういう資料もいずれ、もうちょっと厚くなると思ひますが、見せていただけるとありがたいと思ひます。

以上です。

【スポーツ課長】

運営時間、夜10時ということで、そちらの総合体育館などは夜9時で終わりにしています。やはりユーザー層を考えると、朝ゆっくりなユーザーのほうが多いのかなということでございます。では、何で夜10時かということ、例えば騒音の規制値なども夜10時を境に厳しくなることもあるので、1つのポイントとして夜10時があるのかということを考えております。これらについて、近隣の方も騒音等々心配になるところもあろうかと思えます。こちらの施設、なぜご案内の場所に建設したかということ、工業地域になっておりまして、建築基準法の制限を一部緩和することにより、観客席がある、人を多く呼ぶ施設を建てるのが建築基準法のただし書を使うことによって可能となります。それを実現するためには、今後手続として進んでいくんですけども、県の建築審査会というのを通します。この中で、近隣住民の意見を聞く公聴会を設けよというのがありますので、そこは法定で決まっていますので、そちらについては近隣の住民の方を対象にしておるところでございまして、一般の町民の方については、広報等、その他媒体等でお示しできるものができた段階で周知をしていくというふうな考えでございます。

次の駐車場の話ですけども、今、私のほうでスポーツ施設に限ってのお話になりますけれども、公園も含めて、基本的に方針としては駐車場料金で受益者負担を求めていこうという部分があります。ただ、今、町の中でも議論が拮抗しているのが、中央公園の魅力は、皆さんが気軽に来られて、町内外の方が気軽に来られている理由は駐車料金が無料という部分もあるんじゃないか。ただ、駐車場も大分傷んできています。そういったところで、駐車場にするためにも一定の受益者負担は必要だよなというところで、今、いわゆる駐車場運営事業者のところからヒアリングをして、一定額以上の料金を取らないと、当たり前ですけども、駐車場の維持管理、主にアスファルトの打ち替えがありますので、それを回収するには、皆さんが気軽に利用できる料金そのままではちょっと難しいというところで、そうすると、町が負担をするか、皆さんに合理的な負担を求めていくかというところは、ちょっと今、町の中でも逡巡している部分があって、検討はしているけれども、まだちょっと分かれているという状況で、そこも取るならこちらも取らないと駐車が偏って、そうなると、あとは町全体の公共施設の駐車料金を取るなら取っていくような検討もございますので、この場では検討していますということでございます。

【副会長】

ここの施設ができることはとてもうれしくて、いろいろな他市、あるいは他県の人があるんじゃないかなという期待をかなり持っています。そういった中で、

町民としても、できてよかったなという施設にするためのちょっと気になるところを今発表させていただきました。またぜひ検討していただいて、駐車場代のこととかは簡単には解決しないと思うんですけども、いろいろな施設を造るに当たって、批判がないような形でスタートするとういなと思います。

また、最後にも言いましたけれども、寒川の人材がこの施設から何か羽ばたけるような、そういった寒川の人材についても育てていけるような施設をぜひ造ってください。よろしくお願いします。

以上です。

【町長室長】

寒川の人材というところについては、町からの要求水準の中にもそういった観点を示しまして、それに伴った、それを満たすような提案として、提案の内容は言えないですけども、提案があったので認められたというふうにつながっていますので、そういった趣旨は事業者のほうも受け止めて、そういった形に持っていくということになっていますので、期待をしていただければと思います。

【副会長】

よろしくお願いします。

【会長】

他にございませんか。

【専任主幹】

1点だけ。

【会長】

石黒専任主幹。

【専任主幹】

補足をちょっとさせてください。最後のスケジュールのところなんですけど、先ほど高橋委員からもスケジュール、急すぎるよねという話があった中で、4月に本契約締結としているんですけど、こちらの事業は、できるだけ町の財源、一般会計を使わない形で、国等の補助金等を使って建てていこうという取組でやっております。その中で、国のほうで今、新年度の予算審査をされていて、もし国の予算が延びてしまったら、契約開始も延びることになります。そうすると、予定がずれてくる可能性もあるということをお含みおきいただいて、それがどう

なったのかというところを皆さんにご確認いただく目安としましては、町のほうで広報の5月号に今回この特集を載せるつもりです。それは契約がされて載せるという形で今進めておりますが、本契約がずれてきたりすると、広報の記事を止めたりするような可能性が出てきますので、5月号の広報にこのストリートスポーツ施設の特集が載ったら、予定どおり進んでいるのかなというような形で御認識いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【町長室長】

ちょっと補足になりますが、今のは国の補助金を7億幾らかもらうという中でいくと、4月に入ってから契約を結ばないと、補助金等をもらうためには駄目ですよという話がありまして、10年の1月を目指すには早ければ早いほどいいので、早くやりたいんですけども、4月を過ぎてからねというのがあって、だから、4月1日を予定していたんですけども、国の補助金なので、国の予算が可決されて認められた後じゃないと駄目だということの中で、選挙の関係で年内の国の予算が認められるかどうか分かっていないというのが今の状況です。それがもしずれ込むと、ちょっとずれ込む可能性がありますというお話になります。契約を結んだ後は、取りあえず道路ですとか、今年度から下水の関係ですとか、インフラの関係を今整備しているので、それから底地を少しならしたりとか、県のほうのグリーンラインの工事とかも進んできています。その間に、この施設の建築確認申請をするための細部を決めていく。水越のほうから建築審査会という話がありましたけれども、特別な許可をもらわなくちゃいけないから、公聴会をやるとか、そういったことが何か月かずっと進んでいく。それで全部整うと、令和8年12月に着手して、それから1年2か月ぐらいで完成ができればということ考えているというのが全体のスケジュールで、ずっとうまくいってもたどり着けるんですけども、物価高騰ですとかいろいろなことがあるので、この先、何かあるとちょっと遅れちゃうので、困っちゃうんですけども、できるだけそういうことがないように進めていきたいなとは思っております。

以上です。

【会長】

今のは、国は年度内に予算が通れば、うまくいく予定。

【町長室長】

そうですね。

【会長】

暫定予算ではだめなんだ。

【町長室長】

はい。

【会長】

それで今、室長からあったのは、12月ですよ。予算は通っても、さっき言ったいろいろな建築確認、公聴会？

【町長室長】

はい。

【会長】

これは延びることはないですよ。いろいろ手続、報告会、公聴会を含めて、段取りが。

【町長室長】

事前に県の権限の部分がありまして、確認している中では、こちら側が図面とか必要なものをきちっとしたスケジュールでちゃんと出して、不備がなければちゃんとやれますよと言っていて、不備が出ないように調整をよくしながら進めているところではあります。

【会長】

それは、担当は、そういうものはスポーツ課、町長室、どっちなんですか。住民の公聴会をやる窓口というのはどちらがやるんですか。

【町長室長】

県主催になるんですけれども。

【会長】

町じゃないのか。

【町長室長】

だけど、一緒に入っていたりはすると思いますけれども。

【会長】

	<p>過去はスポーツ課か。</p> <p>【スポーツ課長】 公聴会自体は、県の建築審査会にかけるための公聴会なので、県が主催になるのですが、当然、町も事業者も来ていまして、皆さんの御意見を聞くという形になります。</p> <p>【会長】 一緒にやると。</p> <p>【スポーツ課長】 一緒に。はい。</p> <p>【会長】 分かりました。</p> <p>【スポーツ課長】 当然、もちろん説明会、公聴会に限らず、また引き続き、皆様からの御意見は、これは特命担当でやっていますので、執務場所はそれぞれの課に分かれておりますけれども、いろいろな分野にまたがっています。</p> <p>【委員】 もう一つ、4月に契約すると言っていますが、これは全体の契約をするんですか。というのは、設計が終わっていないと建築費を計算できませんよね。その辺はどうなのか。うちの会社だと、当然、建築業法的に言うと、これだとコンプライアンス違反なんですよ。設計やる前に建築の契約するのはアウトなので、この辺がどうなっているのか。</p> <p>【スポーツ課長】 今回の契約は、ストリートスポーツパーク及び一之宮公園、及びの部分がありまして、これがまず事業手法がそれぞれ2つに分かれていまして、ストリートスポーツパークの部分、及びの前の部分がデザインビルドの方式で、次の部分がパークという手法になります。デザインビルドのほうは、設計から建築まで一括でお願いするということなんで、今、高橋委員がおっしゃった設計ができて初めて建築というのは、コンソーシアムの中での契約なので、我々としては一旦それで任せて、当然その中の建築のところとかそういったところの制限についてはその</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中で設計ができ次第、コンソーシアム側から今度建設を行う方との適切な時期になされるものというふうに伺っています。パーク契約のほうは、事業者の資金によってやっていきます。

【町長室長】

公募プロポーザルでお願いしている時点で、上限額、これの金額以外で全てを満たすような提案をしてくださいとやっていますので、その提案がそのお金以内で出ているので、この後は事業者さんがそのお金以内で造ってもらうという約束になっています。

【委員】

分かりました。

【会長】

よろしいですか。ほか、御意見、質問はありますか。

【委員】

よろしいですか。提案者決定がカシワバラ・コーポレーションという企業なんですけれども、どのような企業なのか、業種というか、それをまず1点教えていただきたいのと、あとは、質問ではないんですけれども、うちの県立スポーツセンターのほうも、PFI事業者で運営をさせていただいているというところですか。やはり最初の契約が本当に肝になってくるかなと。今、運営のところPFI事業者と我々県の運営のところ、どっちが、役割分担のところ非常に、契約書のところで、どうだ、これは違うだろうとかいうところがあるので、ぜひ契約を結ぶ際にある程度細かな部分も、しっかり役割分担のところは明記しておいたほうがいいかなというふうに思っています。

あと、先ほど駐車場の話題が出ていたんですけれども、県立スポーツセンターも有料で、1日300円、1時間までは無料、1時間以上駐車したときには、1時間までは300円で、その後、30分ごとに100円という料金体系になっています。具体的な数字、料金は、収入の金額は言えないんですけれども、かなりの収入源になります。なので、ある程度ペイが入ってくるものなので、先ほど課長のほうもお話があったように、やはり受益者負担、あと維持管理をしていくという視点では、ある程度税金を投入するよりも、やはり利用させていただいている方々に一定程度の負担はしていただくという考えはいいのかなと思っています。

なので、1つだけ質問で、この提案していただいて決まった、決定した会社はどのような会社か教えていただけますか。

【スポーツ課長】

カシワバラ・コーポレーション、カシワバラグループという企業でやっていらっしゃるようなので、私も会社の案内等で見えてきた情報でございますけれども、基本的にはビルメンテナンス、主にマンションなんかのリフォーム等している会社が母体となって、その事業を多角から大きく手掛けて、リフォームして、それから維持管理、そういったことも手掛けておりまして、いろいろ事業活動としては拡大している会社でございます、スポーツに関しても各種支援を行っている会社でございます、サンフレッチェ広島などそういったところの支援もなさっていて、スポーツに関しても非常に理解がある会社というふうに捉えております。

また、こちらの要求水準書も、定量的に書いてある部分より定性的に書いてある部分が大部分多くなります。となると、いろいろ見解の相違が出てくることもあると思いますので、ここは皆さんからも後押ししていただいて、目指すところは目指すといったところで、譲れるところは譲る、譲れないところは譲らないということで協力していけるところは協力し合うという形を考えておりますので、よろしく願いできればと思います。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

よろしいですか。

ほかにはございませんね。

議題1については、以上をもちまして終了といたします。

それでは、議題2のその他でございますが、委員の皆様から何か御意見ありますか。ありませんか。

ないようでございますので、今度、事務局のほうで、その他のほうで何かありますか。

【スポーツ課長】

ございません。

閉会

配付資料	資料番号1: (仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク及び(仮称) 相模川一之宮公園の整備に係る優先交渉権者について 資料番号2: 審査講評_寒川町ストリートスポーツパーク整備事業 資料番号3: 要求水準書 資料番号4: 答申書 資料番号5: 答申反映表
議事録承認委員及び議事録確定年月日	安藤委員、高橋委員 (令和8年4月9日確定)